

# 資本組入制度略述

## 水 越 潔

### 1 はじめに

平成2（1990）年の商法の改正によって、利益（株主に配当することができる利益、商法290）を原資とする資本組入（資本金化）制度が創設された。このことによって、株主資本<sup>(1)</sup>（株主持分・純資産）の中の資本金を除く部分は、そのすべてが資本組入の原資であることが法的に承認され、それによって、これらの原資が潜在的資本金として名実ともに、株主資本であることも確認されることになったのである。

日本での資本組入制度の嚆矢は、昭和25（1950）年の「資産再評価法」に定められた「再評価積立金」を原資とするものである。そして同じく同年の商法の大改正によって創設された「法定準備金」の資本組入制度（商法293の3）であり、今回の「配当可能利益」を原資とするものである。この間40年の、これらの制度の動きをみることによって、資本組入が、まさに株式会社の財務の問題であることの確認を本稿の目的としたい。

### （注）

（1） 拙稿「戦後日本の株主資本制度の変遷」（I）『経営論集』（文京女子大）第2巻第1号，1992，PP.145～149参照

### 2 再評価積立金の資本組入

「資産再評価法」制定の目的は、端的にいえば、戦後日本の経済の再建を図ることにあった。具体的には時価主義会計を一時的に適用して固定資産の帳簿価額を引き上げ、それによって減価償却額を高めることであった。投下資本を時価で回収することによって、戦時中、法規制によって潜在化し、戦後に顕在化したインフレ対策であった。

再評価によって、再評価前と再評価後の固定資産価額に差がうまれた。一般的には固定資産評価益と呼ばれるものであるが、この差額については「再評価積立金」として積み立てることが強制された（資産再評価法102）。そして、この再評価積立金は『商法その他の法令における利益の処分に関する規定の適用については、利益とみなす』（同法99）とされ、さらに、原則として、その取り崩しは認められない（同法107）ものとされた。その結果、再評価積立金は、資産<sup>(2)</sup>再評価法に基づく法定準備金とされ、性質上、資本準備金である。また「企業会計原則」

では「資本剰余金」に含まれ（同原則四(三)B）、「財務諸表準則」においても同様である（同準則第59、第61）。

当時の財務にかかわる重要な課題の一つに、いわゆる「資本構成是正」があり、異常に低い自己資本比率の引き上げの問題であった。再評価積立金は制度上は前述のように自己資本とされたから、是正には形式的に貢献するものとなった。しかし、再評価積立金は未実現の評価益という空虚な自己資本であるから、真の意味での自己資本の充実とはとてもいえない。

資産再評価法の109条6項の定めによって昭和26（1951）年に「企業の再評価積立金の資本組入に関する法律」（後に昭和29（1954）年に「株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律」となる。以下では「資本組入法」）が制定・公布された。

当初、この資本組入については、株主総会における特別決議によるべきものと定められていた（「資本組入法」2）が、その後、昭和34（1959）年の改正で、取締役会の決議のみで足りるものと改められ（同法同条）、一層機動的なものとなった。

なお、この資本組入に際して、その組入額に見合う新株の発行を行なうか否かは選択的なものとされた（「資本組入法」3）。このことは、「資本組入法」と同年に施行された改正商法の法定準備金の資本組入（同法293の3）も同様である。組入れられた資本金は、あるいは株式資本金であり、または組入資本金となる。

久しく、資本金といえば株式資本金であるとされた常識が、制度上ではもろくも崩れ去ることとなった。なぜ「組入資本金」の制度が創設されることになったのであろうか。なぜ、株式資本金化では不都合であるのか。

再評価積立金の資本組入とは、自己資本内部の振替に過ぎず、自己資本の自己資本化という同義反復であって、自己資本の充実とは実質的にも、形式的にもかかわりがない。強いていえば、過小資本金是正という、つまり、資本金以外の自己資本部分に対しての資本金の相対的比率<sup>(3)</sup>是正という事であらうか。

そうであれば、新株発行費、議決権の増加、将来の配当負担などを考慮すれば、新株発行を伴わない、いわゆる「組入資本金」によるべきであって、株式資本金化は避けることになる。

ところが、この組入の実施例のほとんどすべてが株式資本金化の道を選んだのである。それには、それだけの重要な意味がなければならないはずである。しかも、その当初においては、ほとんどが、いわゆる「無償交付」であった。『再評価積立金を資本に組入れ、これにつき株主に対して新株を発行する場合には、その新株は無償で各株主の有する株式の数に応じて与えられるのが本則でなければならない』<sup>(4)</sup>とされている。この見解は、商法的なものであり、再評価積立金を資本準備金と同様にみていることからうまれたものと考えられる。つまり、商法で定める資本準備金の資本組入は、すべて無償であるからである。再評価積立金も資本準備金と同様に、株主資本であることが確認されたのである。

ところで、再評価積立金の株式資本金化の場合には、資本準備金の株式資本金化と異なって、いわゆる「抱き合せ方式」が認められた（「資本組入法」4④）。

この方式によれば、新株発行価額の一部については、株主から現実に出資払込をなさしめることができることになる。つまり、新株の発行価額が、再評価積立金によって充当される無償部分と、株主からの払込によって充当される有償部分とで構成されることになるわけである。この場合、無償部分と有償部分との割合については、法的な規制はない。

再評価積立金の株式資本金化の実施例では、その当初はそのほとんどが無償交付であったが、それは、むしろそれ以後の抱き合せ方式のための布石であった。

その後は、漸次、有償部分を拡大化し、ついには、その有償部分が新株発行価額の90%以上になる例もうまれた。そうなれば、もはや一般の増資新株の発行に極めて接近するものであるということになる。

かくして、再評価積立金の株式資本金化は、株式資本集中に極めて大きな効果を上げるものとなったわけである。『全額無償で新株を発行するときは、いわゆる含み価値が減少して爾後における自己資本の調達が困難となる場合が予測されること、資本組入れにより資本が半端な金額となるのを調整することなどを考慮して<sup>(5)</sup>』この抱き合せ方式が認められたとする考えもある。そうであれば、同様のことが資本準備金の株式資本金化にはなぜ認められなかったのか。当時は、「時価」による資本準備金の激増が予測できなかったからであるのか。

いずれにしても、前述の消極的あるいは法技術的理由でうまれた制度ではあるが、事實は、積極的な資本集中の手段となったのである。

再評価にかかわる三法（「資産再評価法」、「資本組入法」および「資本充実法」）は、『いわば、戦後のわが国経済状態の不合理な病的現象救済の臨時立法であり、したがって、その新株発行についても商法が定める原則の例外が認められており、その解釈、運用についても、いわゆる通達運営に支配されがちで、問題の多い法律である。とはいいながらも、企業自体の要請はこの臨時立法とはいえ、商法の特別法であることに便宜をえて、この法律にもとづく新株発行の実施例の多いことは驚くばかりである<sup>(6)</sup>』。

再評価積立金の「とりくずし」についての定め（「資産再評価法」103~107）があるが、この再評価積立金は、まさに株式資本金化の主要な原資として存在したと考えられる。

**(注)**

(2) 大森忠夫・矢沢 淳共編 『注釈会社法(6)』 有斐閣 1970年、6月 223頁

(3) 資本剰余金の対資本金比（資本金を100とした場合）は次表のとおりである。公正取引委員会事務局編『証券市場における金融資本の支配と集中』公正取引協会1955年88頁第60表から作成

年度 \ 期	上 期	下 期
1991	426.4	334.0
1992	285.3	221.0
1993	196.3	190.0

(%)

- (4) 大隅健一郎稿「準備金の資本組入と株式分割」 田中耕太郎編 『株式会社法講座』 第4巻 有斐閣 1957年 1367頁
- (5) 同稿 同書 1389頁
- (6) 三戸岡道夫他編 『会社法ハンドブック』 同文館 1958年 240頁下段

### 3 法定準備金の資本組入

昭和25(1950)年の商法の画期的大改正によって、従前の利益準備金(昭13法288)に加えて資本準備金の制度が創設され(昭25法288の2)、法定準備金の領域が拡大し、同時に、この法定準備金を原資とする資本金化の道が開かれた(同法293の3)。

新しく生まれた資本準備金は、当初は「額面超過金(株式発行差金)」、「払込剰余金(無額面株式)」、「財産評価益」、「減資差益」および「合併差益」の5種であった。後に昭和37(1962)年の改正で、この中の「財産評価益」が削除され、さらに、昭和56年(1981)年の改正で、「額面超過金」と「払込剰余金」とが一本化され、現在では3種<sup>(7)</sup>となっている。

「昭25法」の293条の3の定めによれば、取締役会の決議で法定準備金の一部または全部を資本金にすることが認められ(同条1項)、組入額に応じて新株の発行を為しうるものとされた(同条2項)。

法定準備金の資本金化の制度が誕生した所以は、この資本準備金制度の創設そのものにあるとされている。それが、いうところの「不均衡論」である。つまり、商法上の資本、消極的には純資産額から配当可能利益額を控除した差額、積極的には、資本金額と法定準備金額との合計額の構成における割合の問題である。資本準備金制度の創設によって、法定準備金の額が資本金の額を上回るという意味での不均衡の状態が将来発生するものと予想されたので、その是正手段として、法定準備金の資本金への振替の道を開く必要がある、というわけである。この不均衡、いわば資本金の相対的過小状態が、商法上なぜ不可であるのかについては必ずしも明白ではない。

資本準備金の額の増加を一般的に考えるとすれば、当時の5種の中では額面超過金のみとその可能性がある。そうであるとすれば、それは「時価発行」によるものである。まさに先見の明があったといわざるをえない。もっとも、「昭25法」は、米化法であって当初から「公募」、「時価発行」を目標として生まれた制度であったことを思えば、むしろ当然のことであろう。

不均衡是正の手段としてこの資本金化を考えるのであれば、その不均衡を造出する資本準備金を原資に限定すべきではなかったのかと考えざるをえない。

利益準備金は、制度として生まれた当初から、資本欠損填補をその積立の目的としたものである。これに対し、資本準備金は、その目的のために生まれたものでは決してないのである。したがって、理論的には、この2種の準備金の用途は、それぞれ目的別に定められるのが至当であると思われるのである。<sup>(8)</sup>

法定準備金の資本金化の場合にも、すでに示した再評価積立金の資本金化と同様に、新株の発行は選択的なものとされたが、実例は、すべて、新株発行を伴う、株式資本金化である。

昭和48(1973)年3月31日をもって「資本組入法」は、約4半世紀にわたる特色ある使命を終えて廃法となった(「資本組入法」付則3項)。それとともに、株式会社における再評価積立金は、その勘定科目名では消滅することとなった(資産再評価法109の3)。基本となる資産再評価法は、なお存続する中で、再評価積立金は、その名による存在が否定された(資産再評価法109の4, 109の5)。ところが、すでに過去のものとなったはずの再評価の一側面が延命されるものとなった。

昭和49(1974)年3月19日改正の商法では、再評価積立金の資本金化の道の「復活」が計られた。もちろん、その時、それまでの再評価積立金は資本準備金に組入れられたものとみなされているから、法定準備金の資本金化の道はすでに開かれているわけで、特に復活とはいえないが、ここでいう復活とは、再評価積立金の資本金化の場合にのみ認められていた、いわゆる「抱き合せ方式」が、法定準備金の資本金化にも認められた、という意味である(「昭49法」280の9の2)。

一方において再評価積立金は、再評価税納付、資本金化などで、その残高が減少していく中で、他方、資本準備金は、もっぱら「時価」発行により、その残高を増加させていくという、資本金化の原資における対照的な動きの中で、この「抱き合せ方式」が、資本組入法から商法へ継承されることになったのは誠に時宜を得たものと評価された。

(注)

(7) 資本準備金制度化の経緯については、拙著『株式会社財務論』 泉文堂 1977年 PP.152~156頁を参照

(8) 法定準備金を比較すれば次表のとおりである。

項目 \ 法定準備金	利益準備金	資本準備金
条文	288条	288条ノ2
原資	配当可能利益	払込剰余金・減資差益・合併差益
積立目的	資本欠損填補	なし
積立基準	利益流出額の10分の1以上	発生病金額
積立限度	資本金額の4分の1	なし
積立額	固定的	変動的
積立時期	定期	不定期
とりくずし順位	1位	2位

#### 4 配当可能利益の資本組入

「昭25法」で、「株式配当」の制度が創設された(同法293の2)。同法改正以前においても、利益の株式資本金化は可能であったと考えられる。たとえば、利益配当を決議する株主総会で、

同時に増資新株発行の特別決議を行ない、株主に受領配当金を増資新株の払込に充当すべく依頼するという、いわば間接的な方式である。当時は、株主は新株引受権を有するものと考えられていたから、この方式も成功する可能性は高いものと考えられたが、すべての株主が配当金を新株の払込に充当するか否かには問題もあった。

「昭25法」の株式配当の制度は、アメリカのそれにならったものであるが、最大の違いは、配当が新たに発行する株式によるものに限定されたことで、日本では自己株式の取得・保有が厳しく規制されている（同法210）ことによる。つまり、発行済の旧株を配当にあてることは不可能だからである。

株式配当は、配当の一種の形態であるが、現金配当を含めての、いわゆる現物（財産）配当とは異なり、配当として会社の財産（資産）が、その分だけ流出することはない。

また、株式配当は、現実には利益留保であるが、利益準備金や任意準備金ではなく、株式資本金としてほとんど永久的に留保されるものとなるのである。

株式配当を行なうには、株主総会での特別決議が必要とされた（「昭25法」293の2）。一種の新株発行であるが、その前に利益配当の決議がなければならず、しかも現金による配当ではないことから株主の利害に重大な関係があるということで特別決議が要求されるものとなったとされている<sup>(9)</sup>。

株式配当は、一種の資本金化であるが、この場合には必ず新株発行を伴う株式資本金化であることは当然である。また、株式配当は株主に配当すべき利益を原資とするものであるから利益の配当に関する定め（290条）に依らなければならない。

290条の定めとは、株主に対して配当しうる利益額の算定、つまり配当規制についてのものであり、「昭25法」では、純資産額から、法定準備金および、その期に積み立てるべき利益準備金を控除した額とされていた。後に昭和37（1962）年の改正で「繰延資産」にかかわる定めが改められた。そして、平成6（1994）年の改正では「自己株式」の所有にかかわる控除項目の定めが追加された（「平6法」290⑤）。

平成2（1990）年の商法の改正で、株式配当の定めは全面的に改められた（同法293の2）。その定めは次のとおりである。

『会社ハ利益ノ処分ニ関スル株主総会ノ決議ヲ以テ配当ヲ為スコトヲ得ベキ利益ノ全部又ハ一部ヲ資本ニ組入ルコトヲ得』

この定めが、株式配当のそれと代わるべきものとして登場したものとすれば、この資本金化は株式資本金に限定されるものとならなければならない。しかし、法定準備金の場合と同様に資本に組入れることができる、という文言が用いられていることからみれば、やはり、新株の発行は選択的であるとも考えられる。なお、法定準備金の資本金化の定めの中の、新株発行を選択的とした定め（「昭25法」293の3②）は、「平2法」の改正で削除された。組入資本金については、その発行についての定めは特に必要ではないとされたのか。

組入れによる株式資本金化については、「平2法」で株式分割の定めに含まれ（同法で旧293

の4の株式分割の定めは削除)、かつ、抱き合せ増資の定め(同法280の9の2②)に、利益の資本金化が加えられた。

したがって、利益の資本金化の場合にも、法定準備金のそれと同様に、有償・無償の株式資本金化が可能となったわけである。なお、株式配当の場合に要求された株主総会での特別決議が、普通決議で足りるものと改められた。

「東証要覧」(1997)に示された数字(同書73頁)によれば、東証上場1,503社の株主資本構成は、資本金24.35%、資本準備金27.79%、利益準備金3.07%、その他の剰余金45.54%となっている。したがって、大まかにいえば、株主に配当すべき利益は、その他の剰余金としての約46%ということになる。しかし、この「その他の剰余金」の大部分は、目的々積立金としての「任意積立金」であって、その取り崩しは株主総会での決議が必要である。利益の資本金化についての定めにある「利益処分のための決議において」、この任意積立金の取り崩しの決議をも同時に行なうのであれば別であるが、そうでない限り、資本金化の原資となる利益の額は大きいものとはいえないし、未処分利益からは、その期にさらに任意積立金の積み増しが必要であることを考えれば、その原資は、さらに少額となるものと考えられる。したがって、この制度の利用度は低いものと思われる。

#### (注)

(9) 拙著『前掲書』 PP.186~195頁参照

(10) 「利益の資本金化」については、拙稿「戦後日本の株主資本制度の変遷(IV)」 『経営論集』 第5巻第1号 (文京女子大) 1995年 PP.132~136頁参照

### 5 額面超過資本金の株式資本金化

額面超過資本金は、資本金額の算定について、いわゆる「払込(発行)価額主義」が採用され(「昭56法」284の2①)たが、実業界の反対などによる妥協の産物としての2分の1方式も同時に採用された(同法284の2②)ための結果として発生する勘定である。つまり、新株の時価発行の発行価額の2分の1を資本金化する場合に、その額と額面総額との差額のことである。

改正前、つまり、いわゆる「額面主義」による場合には、この額面超過資本金は資本準備金として処理されたものである。

それでは、なぜこの部分が特に株式資本金ではなく額面超過資本金と呼ばれるのか。改正前商法(「昭25法」284の2)の定めでは、「額面主義」が採用されていたので、額面株式資本金額は額面額に発行済株式総数を乗じて算定されるものとされていた。また資本金のうち、株式の発行を伴わない部分は「組入資本金」とされることになっていた。この意味では、額面超過資本金は、この組入資本金と同類であると考えられる。そうであれば、すでに示したように、この組入資本金を原資としての無償交付のための新株発行が認められているから、この額面超過資本金を原資とする無償交付も可能となるはずである。しかし、「額面主義」が、「払込価額主義」に改められたことによって、この「額面超過資本金」なるものがうまれることになったのであ

るから、もはや「額面主義」による、この区別は成立しないはずである。それにもかかわらず、株式とは切り離された資本金という特異な存在が認められることになったのである。

「昭56法」で、株式資本金化が認められるものとなった(同法293の3の2①)。さらに、それに加えて抱き合せ方式も認められた(同法280の9の2)。したがって、額面超過資本金とは、組入資本金あるいは資本準備金と何ら差異のないものであるということになった。

なお、この場合には、いわゆる資本組入(資本金化)ではない。すでに資本金であるものが株式の発行を伴う資本金となることであり、いわば株式資本金化である。

平成2(1990)年の商法改正により、額面超過資本金の資本組入と無償交付とに関する定めは、株式併合に関する定めや株式の分割についての定めとともに削除され、218条に包含されるものとなった。

## 6 おわりに

「資本組入」の制度創設の趣旨として、商法上の資本構成における資本金と法定準備金との比率で後者が大となる不均衡の是正策であるとされることがあるという点については、すでに述べたところである。

因みに、昭和52(1977)年度の東証上場会社801社における資本金と法定準備金との比重は、約64対36であったから、いわゆる不均衡の状態はみられなかった。その比率が逆転したのは昭和56(1981)年度であり、平成7(1995)年度の約45対55まで、不均衡が続いている。この間の動きを示したのが次表である。<sup>(11)</sup>

資本組入の実態をみると、その発行が選択的であるとされているにもかかわらず、すべてが新株発行を伴う株式資本金化である。したがって、その結果、資本金は、限りなく株式資本金となり、株主への帰属が一層明確化することになる。

発行済株式数の増加がもたらすメリットとデメリットがいろいろに論じられているが、株式市場、株式資本コスト、株主構造、支配など、もろもろの観点が考えられる。現実には、株式会社側が、資本金化制度創設の商法目的を意識して株式資本金化を行なっているとは考えにくい。

資本組入制度は、まさに商法の制度ではあるが、現実には、すぐれて株式会社財務の制度であると認識すべきである。(1997.9.1)。

(注)

(11)

(%)

年 度	資 本 金	法定準備金
1977	63.73	36.27
8	60.91	39.09
9	57.98	42.02
80	59.06	40.94
1	48.50	51.50
2	46.67	53.33
3	46.39	53.61
4	45.87	54.13
5	45.57	54.43
6	43.16	56.84
7	43.32	56.68
8	44.12	55.88
9	45.26	54.74
90	45.40	54.60
1	45.26	54.74
2	45.23	54.77
3	45.25	54.75
4	44.66	55.34
5	44.86	55.14

各年度「東証要覧」により作成